

通常、市の借金は起債を発行してこれを償還します。期間は、15 年～20 年が一般的です。市の借地契約は、契約期限が定めてありません。これは、永遠の借金ということにもなります。

市民(納税者)は、通常の借金より「リスク」の高い借地料を問題にしています

行政サービスは、最小の経費で最大の効果を挙げる。これが、市長の責任ではないでしょうか

訴訟は、

平成24年1月26日に、鳥取地方裁判所に提訴しています。

原告は、

市民有志の4名です。

カンパを募っています

今、153名の心ある市民の方々から、カンパに賛同して頂いています。

裁判は、市民の皆さんの浄財が力です。ご理解とご支援を心からお願いします。

署名も、住民監査請求の時から、ご理解ある方々の自主的な行動で寄せられています。

弁護士は、

市民(原告)の弁護士は、県外の行政訴訟専門の先生にお願いしています。

市庁舎の借地権買収(S48)

当時、某病院の借地権買収に、市は元利合わせて7億円の大金を投入しています。

市の不動産鑑定と賃料契約の事実

(施設名)	鑑定額(H20)	賃料契約(H21)	(鑑定－契約＝差額)
市庁舎・駐車場	61,220,075 円	94,840,367 円	-33,620,292 円
湊山球場	10,110,319 円	13,149,275 円	-3,038,956 円
ローズセントラルビル	10,731,823 円	14,034,960 円	-3,303,137 円
憩いの道	9,457,513 円	11,850,577 円	-2,393,064 円
第2庁舎	6,853,348 円	8,615,930 円	-1,762,582 円
クリーンセンター	7,418,880 円	8,687,001 円	-1,268,121 円
淀江文化センター	2,902,937 円	3,842,602 円	-939,665 円
ふれあいの里	4,267,442 円	5,323,047 円	-1,055,605 円
湊山体育館	4,215,977 円	5,298,433 円	-1,082,456 円

*鑑定額引く契約の差額は、鑑定額より過払いになっていることを示しています。

*市の賃料契約は、賃料に固定資産税相当分が別途加算されています。

*市の借地料物件は、全体で36件あります。

松江市は、借地は1件もないという情報があります。